

公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会（第12回）

議事次第

日 時 令和6年9月19日（木）15:00～17:00

場 所 中央合同庁舎第2号館13階 官庁営繕部 会議室

1. 開 会

2. 議 事

1) 木材利用の促進に関する最近の取組

2) 木材利用の促進に関する今後の取組

3) その他

3. 閉 会

（資料）

資料1-1 官庁営繕部における木造化・内装等の木質化の実績

資料2-1 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について

資料2-2 建築物等の利用に関する説明書作成の手引き（本編） 抜粋

資料2-3 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

参考資料1 公共建築物における木材の利用の促進に関する懇談会 設置規約

参考資料2 令和5年度建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ【概要】

参考資料3 公共建築木造工事標準仕様書 令和4年版

参考資料4 木材利用促進月間ポスターについて

（出席者）

委員 大橋委員（座長）、内海委員、大村委員、河合委員、林委員、松山委員

事務局 （国土交通省大臣官房官庁営繕部）

官庁営繕部長、大臣官房審議官、計画課長、整備課長、設備・環境課長、計画課保全指導室長、整備課木材利用推進室長、管理課営繕企画官、計画課保全指導室課長補佐、整備課課長補佐、整備課木材利用推進室課長補佐、設備・環境課課長補佐、設備・環境課長設備防災・安全対策官

●委員

△事務局

1. 開 会

2. 議 事

1) 木材利用の促進に関する最近の取組

- ・事務局より、資料 1 - 1 を説明。

議事 (1) について

- 参考資料 2 の 7 ページのグラフについて、令和 4 年度の 100% の分母は、そもそも木造化が図られるべき建築物ということか。

△法律に基づいて定められている基本方針に位置づけられている「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当する建築物が分母になっている。なお、令和 3 年度の法改正以前については、いわゆる低層小規模の建築物、具体的には耐火建築物等としなくてもよいものを分母としている。ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、木造化がなじまないものとして位置づけられている施設は分母の対象外としている。令和 3 年度の法改正後は、規模に関する要件がなくなり、原則として全て木造化を図るものとされたが、先ほど申し上げた災害応急対策活動に必要な施設などは引き続き分母の対象外としている。

なお、集計結果が出ている令和 4 年度については、令和 3 年度の法改正の 1 年後の完成施設を対象にしており、これらは法改正前に設計着手した施設であるので、いわゆる低層建築物以外の建築物は含まれていない。令和 5 年度以降の完成施設には、それらの施設が出始めると思っている。

- 参考資料 2 の 7 ページの表について、国産材使用量の構造材／非構造材の別のデータを分析することで、要因分析ができるのではないか。

△R 4 の実績で見ると、木造の部分のほうが木質化の部分よりも国産材率が高い傾向があるが、年度毎にプロジェクトが異なるため、割合は変動するものと思われる。

- JAS 材について内訳データはあるか。公共建築物の構造部分には JAS 材を使用することが基本となっている一方、母屋や垂木など 2 次部材の JAS 材使用は規定されていないと認識しており、そのデータを知りたい。

△建築部位単位の詳細な集計までは行っていない。

- 法改正後に木造化対象となった比較的規模の大きな建築物の棟数や木造化された床面積のデータはあるか。法改正により、木材総使用量がはたして増加しているのか把握したい。

△法改正後に設計着手した案件が出現しはじめる令和 5 年度の集計以降であれば、把握は可能と考えている。一方、面積については、混構造、特に部材単位の木造化の場合の拾いができない。なお、従前より木造化の対象としていたものは法改正後も引き続き木造化の対象であり、法改正により対象が広がり、大規模建築物であっても部分的な木造化は図られることをふまえると、木材総使用量は増えるものと考えている。

- FSC 認証などを取得した木材の使用量はわかるか。FSC 認証材や SGEC 認証材を使用する仕組みを作れば、再生林の促進につながるのではないかと考えている。

△FSC 認証材の使用量は把握していない。また、ご提案の FSC 認証材使用等を促す仕組みについては、供給量が十分確保できるか等の課題があり、また、現状政府として合法性確認は必須としているものの認証材利用のみを推奨しているものではないことから、営繕での対応は困難と考える。

- FSC 認証材の利用は理想的だが、木材の品質を確保しながら伐出するには相応の期

間が必要で、供給に課題があると感じている。

2) 木材利用の促進に関する今後の取組

・事務局より、資料2-1～2-3を説明。

(1) 官庁施設の木造化のためのディテールに関する検討について

- このような取組は重要。今年度でなくてもよいので、耐久性や維持保全の観点での評価もしてほしい。
- △耐久性も非常に重要な観点だと認識した。設計実務経験者、関連分野の研究者のほか、業界団体等とも意見交換等を進めて行くことを検討する。
- 気密性など室内環境の観点からも検討してもらいたい。
- 既存建築物の事例収集に適切な建築物や設計者について、実績豊富な設計者がよいと考える。整理の仕方については、基本は部位、その部位の組合せになる接合部を含めた建築部位毎がよい。部位も構造種別で分けられるかもしれない。ディテールが概ね整理された段階で、本懇談会にも適宜ご相談いただきたい。

(2) 木造の維持管理に関する実態調査について

- 官庁営繕が整備する木造施設では、完成時に建築物等の利用に関する説明書を作成しているのか。
- △基本的には、契約において施工者等に作成を求めている。通常、設計時に設計者が説明書の骨子を作成し、工事施工時に施工者がこれを完成させている。今回の検討を通じて、地方公共団体や民間企業等にも参考にさせていただくことも視野に、説明書のひな形について、公表を前提に整理することを考えている。
- 公表して、今後更新も断続的にしていただけるとよい。
- 省エネ性能について、木造に限らないが、設計時の性能が竣工後きちんと発現しているか、維持管理の一環として調査することが必要ではないか。現状では、木造／非木造に限らず、設計時に省エネ法に基づく省エネの計画を策定することとされているものの、竣工後の検証は行われていないとの認識である。BEMSの設備があったり、検証に長けたコンサルがいるなどすれば、検証していただきたい。
- 保全計画どおりに維持管理がなされていないケースがあると思うが、そのような、計画と実態の乖離の原因の調査は行うのか。木材利用の機運がある中、例えば木材を外部現しに用いて適切に維持管理をせず、十数年後にみすぼらしい状態になると、木材利用促進に水を差すことになるのではないかと危惧している。
- △施設完成時に施設管理者に建築物等の利用に関する説明書は渡すが、維持管理予算や施設周辺環境が官署毎に異なることもあり、具体的な維持管理の手法までを一律に指導するような枠組みとはなっていない。他方、官庁営繕では、施設の保全の状況を定期的に確認し、例えば劣化が著しい場合や危険な状況にある場合は、施設管理者に指導を行うこととしている。

(3) 公共建築木造工事標準仕様書について

- 防水工事に関する項目が少ないので、標準仕様書である程度仕様を規定していただいた方が、全部特記でカバーする仕組みより設計しやすいと考える。また、地盤改良について、液状化対策を考慮すると、木造は固有の事情があるため、記載した方がよいのではないか。
- たしかに、木造は一般的に軽いため地盤改良で対応する場合も多いが、液状化が

発生すると地盤改良では対策が不十分の場合も想定されるので、留意事項を記載してもよいかもしれない。

△ご指摘の内容は工事標準仕様書ではなく設計基準の範疇になるかもしれない。

△液状化対策については、現時点では十分な知見が蓄積していない印象がある。また、見直すとしても、木造工事標準仕様書ではなく非木造の建築工事標準仕様書から見直す必要がある可能性もある。

△また、仕様を一律に決めるのは困難であると認識している。

●たしかに、今後、地震における挙動の分析が進まないと対応は困難かもしれない。

(4) 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

●地方の自治体職員の参加者が少ない印象。もっと参加してほしい。維持管理の知見が自治体職員に広まっていないために、維持管理コストがかかると思われて木造化に後ろ向きであるケースが多い。

△自治体への研修情報に関して、全国の営繕部局のネットワークを活用する等、引き続き自治体への周知に努めてまいりたい。

3) その他

●木造建築物の劣化の事例についてメディアに取り上げられると、木造に対してマイナスイメージが付きやすいので、最近の知見に基づく正確な情報を伝えるといったフォローが必要なのではないかと思っている。加えて、プラスイメージの周知も必要だと考えている。特に、木造の温熱環境について、定量評価が難しい面もあるが、利用者アンケートでは、以前のRC造と比較して冬場の底冷えや梅雨時の湿気が軽減されて快適になったという声も多数聞いている。アンケートの客観的評価は簡単ではないが、記録に残すことは必要だと考える。

●そのようなデータを収集し公表していくことについても検討していただきたい。

●環境保全性基準におけるライフサイクル CO2 の計算方法に、最新の計算方法が反映されると、木材輸送時の CO2 排出量が加味されるので、木造のメリットや国産材利用のメリットが説明できるのではないかと思う。

●長期的取組として、各施設のホールライフカーボンを表示するなどするのか。

△建築物のホールライフカーボン算定ツールの公表が予定されている。これを踏まえて官庁営繕における取組を検討しているが、まずはツールを活用して数値を算出するところから始めていくことになると考えている。

●現行の環境保全性基準には、ライフサイクル CO2 を配慮するよう記載されているので、ライフサイクル CO2 について何かしら取り組む必要はあると考えている。

●木材が使いやすくなる建築基準法の改正について、具体的な設計にそれら法改正の内容を落とし込む必要があると感じている。

3. 閉 会

△いただいたご意見をふまえ、引き続き様々な取組を進めてまいりたい。

以上